

「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」評価要領

平成 20 年 8 月 19 日
独立行政法人日本学術振興会
「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」事業委員会決定
平成 21 年 1 月 24 日改正

「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」（以下「本事業」という。）の中間・最終評価は、この要領により行うものとする。

I. 評価の目的

1. 中間評価の目的

各プロジェクト研究の進捗状況等を把握し、適切な助言を行うとともに、以後の研究の継続の可否（計画の見直しを含む。）の判断に資することを目的とする。

2. 最終評価の目的

各プロジェクト研究の研究目的の達成度等を評価するとともに、その評価結果を各プロジェクト研究の研究代表者等に示すことにより、本事業の実施期間終了後の当該研究のさらなる発展に資することを目的とする。

II. 評価の時期

プロジェクト研究	中間評価の時期	最終評価の時期
実施期間 1 年間のプロジェクト研究	行わない	1 年度目
実施期間 2 年間のプロジェクト研究	行わない	2 年度目
実施期間 3 年間のプロジェクト研究	行わない	3 年度目
実施期間 4 年間のプロジェクト研究	2 年度目	4 年度目
実施期間 5 年間のプロジェクト研究	3 年度目	5 年度目

III. 評価委員会

1. 評価の実施主体

評価は、「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」事業委員会（以下「事業委員会」という。）に置く評価委員会において実施する。

2. 評価チーム

(1) 評価委員会は、プロジェクト研究ごとに評価チームを置き、評価チームは次に掲げる者から組織する。

- ・評価委員会主査
- ・評価委員会副主査
- ・評価委員のうち、以下に該当する者（3名程度）
 - N G O 等関係者、企業関係者等の社会的・政策的ニーズの関係者
 - 評価対象プロジェクト研究の対象とする地域の専門家等
 - 評価対象プロジェクト研究の対象とする研究分野の専門家等

(2) 評価チームは、評価対象プロジェクト研究に対する書面評価及び面接・合議評価を実施する。

(3) 評価委員会主査は、評価チームの決定を以て、評価委員会の評価結果原案とすることができる。

3. 研究コーディネーターの参加

「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」研究コーディネーター（以下「研究コーディネーター」という。）は、担当するプロジェクト研究の進捗状況等について意見等を述べるため、評価委員会に出席することができる。この場合において、研究コーディネーターは、評価者、被評価者のいずれにも属さないものとする。

IV. 評価の実施

1. 中間評価の実施

(1) 中間評価の評価方法

① 書面評価

評価チームは、各プロジェクト研究より提出される研究進捗状況報告書（別紙1）及び研究提案書により、評価対象プロジェクト研究の個別書面評価を行う。

② 面接・合議評価

評価チームは、評価対象プロジェクト研究の研究代表者等から、研究進捗状況報告書に基づく説明を受けて、個々の書面評価結果を踏まえた面接評価を行い、合議により当該プロジェクト研究の評価結果原案を作成する。

なお、面接評価の実施に当たっては、別に定める「面接評価実施要領」により行う。

③ 評価結果原案の報告及び評価結果案の決定

- 1) 評価委員会主査は、各プロジェクト研究の評価結果原案をとりまとめ、事業委員会に報告する。
- 2) 事業委員会は、評価結果案を決定し、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。

(2) 中間評価の評価項目

- ① 本事業の目的及び研究領域等の趣旨に合致した研究が実施されているか。
- ② 設定されている社会的・政策的ニーズに応える形で研究が実施されているか（実績の評価）。
- ③ 社会的・政策的ニーズに応える研究成果の創出が期待できるか（将来性の評価）。
- ④ 学術的に高い水準が確保されているか。

(3) 中間評価の評価基準

評価	評価基準
A	研究を継続する。
B	研究計画を一部見直しの上、研究を継続する。
C	研究計画の大幅な見直しをした上で、研究を継続する。
D	研究を終了する。

2. 最終評価の実施

(1) 最終評価の評価方法

① 書面評価

評価チームは、各プロジェクト研究より提出される研究終了報告書（別紙2-1又は別紙2-2）及び研究提案書により、評価対象プロジェクト研究の個別書面評価を行う。

② 面接・合議評価

評価チームは、評価対象プロジェクト研究の研究代表者等から、研究終了報告書に基づく説明を受けて、個々の書面評価結果を踏まえた面接評価を行い、合議により当該プロジェクト研究の評価結果原案を作成する。

なお、面接評価の実施に当たっては、別に定める「面接評価実施要領」により行う。

③ 評価結果原案の報告及び評価結果案の決定

- 1) 評価委員会主査は、各プロジェクト研究の評価結果原案をとりまとめ、事業委員会に報告する。
- 2) 事業委員会は、評価結果案を決定し、理事長に報告する。

(2) 最終評価の評価項目

- ① 本事業の目的及び研究領域等の趣旨に合致した研究が実施されたか。
- ② 設定されている社会的・政策的ニーズに応える形で研究が実施されたか（研究の過程）。
- ③ 社会的・政策的にニーズに応える研究成果が創出されたか。
- ④ 学術的に高い水準が確保されているか。

(3) 最終評価の評価基準

評価	評価基準
S	所期の研究計画以上の取組が行われた。
A	所期の研究計画と同等の取組が行われた。
B	概ね所期の研究計画と同等の取組が行われたが、一部で当初計画以下の取組もみられた。
C	ある程度所期の研究計画と同等の取組が行われたが、当初計画以下の取組もみられた。
D	所期の研究計画以下の取組であったが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられた。
E	総じて所期の研究計画以下の取組であった。

V. その他

1. 開示・公開等

- (1) 評価に係る審議は非公開とする。
- (2) 各プロジェクト研究の中間・最終評価結果は、評価終了後、独立行政法人日本学術振興会ホームページへの掲載等により公開する。
- (3) 評価委員の氏名は、評価終了後に公開する。

2. 利害関係者の排除

- 評価チームを組織する際は、次に掲げる者は除くものとする。
- (1) 評価対象プロジェクト研究に参加する者
 - (2) 評価対象プロジェクト研究の責任機関に在職（就任予定を含む。）する、又は過去3年以内に在職した者
 - (3) 評価対象プロジェクト研究の研究代表者に対して、親子、兄弟姉妹若しくはそれと同等の親密な親族関係を持つと判断される者
 - (4) その他、中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される者

3. 秘密保持

- (1) 評価委員として評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 評価委員として取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

4. その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

VI. 評価手順

